

宮崎西 I C 周辺農業支援地区 地区計画

【最終都市計画決定：令和元年 11 月 8 日】

名 称	宮崎西 I C 周辺農業支援地区 地区計画	
位 置	宮崎市大字富吉及び大字柏原の各一部	
面 積	約 15.8ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、東九州自動車道宮崎西インターチェンジの東に隣接した丘陵地であり、周辺は「宮崎市都市計画マスタープラン」において、広域的な交通結節機能を活かし、本市の経済発展や雇用の確保の役割を担う「物流・工業拠点」に位置付けられている。</p> <p>また、本市の基幹産業の一つである農業は、高齢化の進展に伴う担い手不足や耕地面積の減少・耕作放棄地の増加などが課題となっている。このため本地区に農業支援機関、農畜産物の加工・集出荷施設等を集約し、農業者の経営向上、高い付加価値の創出及び取引の拡大により農業の成長産業化を図るとともに、「農業支援地区」にふさわしい土地利用を目指す。</p>
	土地利用の方針	<p>地域農業を支える農業支援地区として必要とされる機能を考慮し、農畜産物の付加価値を高めるための加工施設、効率的な輸送を確保する保管・仕分け施設、農業者の経営向上及び農業生産力の増進のための営農指導機関の事務所、主として農業者の福利及び利便のために必要な施設の立地に限定した土地利用を誘導する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>地域農業を支援し、周辺環境と調和した「農業支援地区」にふさわしい土地利用となるよう、次に掲げる建築物等に関する制限を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域農業の支援に必要とされる機能に限定した土地利用を誘導するため、建築物等の用途の制限を定める。 (2) 市街化調整区域としての都市計画の基本的な位置付けを考慮し、建築物の高さ、容積率及び建蔽率の最高限度を定める。 (3) 周辺環境と調和した景観の形成を図るため、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を行う。

地 区 整 備 計 画	地区整備計画の区域の面積	約15.8ha								
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物で、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する協同組織又はその関連会社等が営むもの以外は建築してはならない。</p> <p>(1) 食品加工場、作業場、入札場 (2) 事務所、研修所 (3) 店舗（当該組合又はその関連会社等が製造、加工する製品を販売するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以下のものに限る。） (4) 倉庫 (5) 液肥の供給施設 (6) 研究施設 (7) 前各号の建築物に附属するもの</p>								
	建築物の容積率の最高限度	200%								
	建築物の建蔽率の最高限度	60%								
	建築物等の高さの最高限度	20m								
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>1 建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、下表の基準に適合したものとしなければならない。</p> <p>色彩基準</p> <table border="1" data-bbox="641 1151 1342 1323"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>R(赤) Y R(黄赤)</th> <th>Y(黄)</th> <th>その他の色相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>値</td> <td>彩度6以下</td> <td>彩度6以下</td> <td>彩度5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 屋外広告物は自己の用に供するもので、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、景観形成上支障のないものとしなければならない。</p>	色相	R(赤) Y R(黄赤)	Y(黄)	その他の色相	値	彩度6以下	彩度6以下	彩度5以下
	色相	R(赤) Y R(黄赤)	Y(黄)	その他の色相						
	値	彩度6以下	彩度6以下	彩度5以下						
垣又はさくの構造の制限	<p>敷地内に垣又はさくを設置する場合は、生け垣、植栽、又は透視可能なフェンスとし、ブロック造、コンクリート造等の工作物を設置してはならない。ただし、次の各号に該当するものを除く。</p> <p>(1) 門柱等として設置するもの (2) ネットフェンス等の基礎として設置される高さ30cm以下の工作物 (3) 敷地造成時又は建築物の建築時に土留めとして設置される工作物</p>									

「区域は計画図表示のとおり」

計 画 図 S=1:2,500

